

## 配偶者控除制度の見直し



2017年度の税制改正で配偶者控除制度の見直しが議論されております。当初は廃止されるのではないかと言われていましたが、とりあえず廃止は見送られ、現在「103万円以下」となっている金額要件を「150万円以下」に引き上げる案などが検討されているようです。

このような見直しが検討されている理由は、配偶者控除制度の存在が女性の社会進出の妨げとなっているのではないかという意見があるからです。

そもそも配偶者控除とはどのような制度かという点、配偶者の年間所得金額が38万円以下の場合に、税金計算上の扶養に該当し控除が受けられる仕組みです。注意点は、所得金額が38万円以下であって、年収ではないということです。

**給与収入の場合、「年収 - 65万円( )」が所得金額となりますので、年収が103万円以下であれば所得金額38万円以下となります。**

(給与収入以外の収入については説明を割愛いたします。)

これが一般的に言われる「103万円の壁」で、妻がパート等で働いている場合、103万円を超えるかどうかで夫の税金に影響が出ることになります。

夫の税金を安くするため、妻が103万円を超えないように働くようになり結果として女性の労働時間が制限され、社会進出の妨げになっているという意見が、配偶者控除制度の見直しの議論へと繋がっているのです。

当初は配偶者控除制度が廃止され、新たに夫婦控除などの新しい制度が出来るのではないかと言われていましたが、専業主婦がいる世帯は増税になるといった反発もあり廃止は見送られました。

上述した通り、「150万円の壁」が出来るといった案もあるようですが、今後どうなるかはまだ不透明です。

配偶者控除は多くの方に影響がある制度ですので、今後の税制改正の動向を注視する必要があります。

給与収入が162万5,000円以下の場合、一律65万円です。

